

<記入例④>

「産休・育休猶予」

返還猶予申請書

※猶予申請は最長1年間につき、1年以上の育休を取得する場合は、「産休・育休猶予」の終了する頃に、「育休延長猶予」申請を行ってください。

〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県社会福祉協議会会長 様

貸付番号 〇〇-HP-〇〇〇〇

借受人

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

申請者 〇〇 〇〇 印(※)

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

下記のとおり、保育料の一部貸付の返還債務の履行猶予を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

産休開始月

記

産休・育休終了月

返還猶予希望期間	令和〇年〇月から 令和〇年〇月まで
返還猶予希望金額	〇〇〇,〇〇〇 円
該 当 事 項	1 県の区域内の従事先施設で、保育士業務に従事しているため 2 災害等やむを得ない事由により、返還が困難であるため 3 その他 ()
説 明	★産休・育休取得のため

添付書類

1に該当する者 当該従事先施設での業務従事届

2に該当する者 当該事実を証明する書類（罹災証明書、医師の診断書、母子手帳等）

※表紙のみ

(※)申請者は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

★指定業務従事猶予（復職含む）後に、産休・育休に入る場合は、「指定業務従事猶予」の手続き済か確認してください。

未手続きの場合は、「指定業務従事猶予」申請書類の提出も必要です。